

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 加 藤 裕



酒田市監査委員 後 藤 仁



財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり財政援助団体監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査対象及び監査期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
補助金の名称	団体名	所管部局		
ひとづくり・まちづくり総合交付金	若浜コミュニティ振興会	まちづくり推進課	4月19日～ 5月31日	5月17日
	中平田コミュニティ振興会		4月19日～ 5月31日	5月17日
	観音寺コミュニティ振興会		4月19日～ 5月31日	5月15日
	山寺コミュニティ振興会		4月19日～ 5月31日	5月15日

2 監査の範囲

平成30年度の補助金に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況。

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

【若浜コミュニティ振興会】

監査の対象となったひとづくり・まちづくり総合交付金に係る団体の出納その他の事務の執行等については、適正であると認めた。

**【中平田コミュニティ振興会】**

監査の対象となったひとづくり・まちづくり総合交付金に係る団体の出納その他の事務の執行等については、適正であると認めた。

**【観音寺コミュニティ振興会】**

監査の対象となったひとづくり・まちづくり総合交付金に係る団体の出納その他の事務の執行等については、適正であると認めた。

**【山寺コミュニティ振興会】**

監査の対象となったひとづくり・まちづくり総合交付金に係る団体の出納その他の事務の執行等については、適正であると認めた。